

運委参第358号  
平成25年12月20日

独立行政法人航空大学校

理事長 殿

運輸安全委員会

委員長 後藤 昇弘

独立行政法人航空大学校帯広分校所属ビーチクラフト式A36型  
JA4215の事故に係る勧告について

本事故は、貴校において、有視界飛行方式下での基本計器飛行訓練としてフードを装着した学生の操縦する航空機が、教官の指示どおりに飛行して山岳地帯に進入し、山を覆う雲に接近又は入ったため、機外目標を失い、山との間隔が教官が考えていたよりも近づいていることに気付かず、地表に異常に接近し、教官が学生から操縦を代わり山を回避しようとしたが、適切な方向に回避することができず、山腹に衝突したものと推定される。教官が山を覆う雲に接近又は入ったのは、何らかの意図を持って行われた行為であった可能性が考えられるが、本人死亡のためその意図を明らかにすることはできなかった。貴校においてこのような事態が発生したことについては、安全管理体制が適正に機能せず、貴校の理念から離れ、管理職と現場との間で安全に対する意識のずれが生じ、不安全行動を見過ごしてしまうような職場環境・組織風土であったという組織的な問題が関与した可能性が考えられる。

当委員会は、本事故調査の結果を踏まえ、同種事故の再発防止に資するため、貴校に対し、運輸安全委員会設置法第27条第1項の規定に基づき、下記のことについて検討し、必要な措置を講ずることを勧告する。

また、同条第2項の規定に基づき、講じた措置についての報告を求める。

記

(1) 訓練の実施要領についての検討

本事故においては、貴校における有視界飛行方式下での訓練中に山に接近し、山を覆う雲に接近又は入って飛行したこと、及びそのことについて同乗している教官は何ら助言を与えていなかった可能性が考えられる。

このことから、貴校は、訓練中の機内において、オブザーブ教官も学生も安全に関し必要な場合はちゅうちよなく助言できる開かれた教育環境の構築を目指すこと。そのため、機内に設置したビデオカメラ等の活用など、効果的な方策の導入について検討すること。

(2) 安全管理体制の強化

貴校は、教官の教育実態を把握し、教官を適切に指導及び監督を行う体制を構築すること。

本事故が発生したことについては、貴校の安全管理の実態が、独立行政法人航空大学校安全管理規程に掲げている理念から離れ、管理職と現場との間に安全に対する意識のずれが生じ、不安全行動を見過ごしてしまうような職場環境・組織風土になっていたという組織的な問題が関与した可能性が考えられる。

このことから、このような事態の再発を防止し適切な組織風土が醸成維持されるよう、貴校は、安全統括管理者から現場まで一丸となった安全管理体制を構築し、その体制の適切な運用を行うとともに、継続的な見直しに取り組むこと。

(3) 中期計画等の見直しの検討

上記、(1)及び(2)に示した事項を確実に実施し定着させるため、中期計画及び年度計画にこれらを適切に反映するなどの見直しを検討すること。